

Rapport

暮らしの交差点



目次

- REPORT 令和元年度 消費者大学講座が終了
- REPORT 消費者大学講座の修了式を実施

REPORT 令和元年度 消費者大学講座が終了

当分館の会議室で開催された今年度の消費者大学講座全6回の講演が全て終了しました。

令和元年5月9日(木)から8月30日(金)までの間に、当分館の会議室にて計6回に渡り開催された令和元年度の『消費者大学講座』が全て終了いたしました。新宿区が委託し、新宿区消費者団体連絡会の主催で開催される同講座は、「地域における消費者教育の人材育成」を目的として毎年開催されており、この一連の講座のうち5回以上受講した方には区長から終了証書が授与されます。

第1回

5月9日(木)開催

『世界と日本の水事情』



初回となる第1回の講演テーマは『世界と日本の水事情』。水ジャーナリストであり、アクアスフィア・水教育研究所の代表でもある橋本淳司氏をお迎えして、氏の25年の実績をもとに、日本だけでなく世界各国においてこういった問題点を抱えているのかを講演いただきました。

世界には有害物質を含んだ井戸であっても使わざるを得ない環境にある人々が今でもたくさんいます。また、集落から山を越えた水源まで何時間もある道を毎日往復する子どもたちは1日の大半の時間を水くみ作業に追われることとなります。このように水は健康や貧困、自然保護等にも密接に関わる問題です。

こういった水の問題を解決するには付け焼刃的な対策ではなく、長期的なスパンに基づく対策が必要であり、公共事業を行うにあたっては私たち1人1人が正しい知識を学び、責任を持った発言をしていくことが大切であると橋本氏は述べられました。

第2回

6月13日(木)開催

『ミネラルウォーターについてのお話』

消費者大学講座第2回は『ミネラルウォーターについてのお話』というタイトルのもと、一般社団法人ミネラルウォーター協会事務局長である渡辺健介氏より、ミネラルウォーターの法規や基準などについてお話がありました。



法律上のミネラルウォーター類の定義は「水のみを原料とする清涼飲料水」と規定されており、いわゆるミネラルウォーターだけでなくソーダ水やミネラルを人工的に付加したものも含んでいます。このような成分を人工的に調整した「ボトルドミネラルウォーター」や成分を人工的に調整していない「ナチュラルミネラルウォーター」の違いや法律上の規定、またその作られ方などについて解説がありました。さらに、ヨーロッパの水はカルシウム・マグネシウムを多く含んだ「硬水」が多いのに対し、日本の水の多くが「軟水」であり、その違いや特長についても詳細な説明がありました。

第3回

7月11日(木)開催

『水道キャラバン2019』

第3回の消費者大学講座のテーマは『東京の水道水』。

東京都水道局が『水道キャラバン2019』と銘打って実施する周知活動の一環として消費者大学でご講演いただき、凝集沈殿やろ過といった浄水場実験の実演を行っていただきました。

講演ではさらに、水道水源林の役割や大切さ、各地にある浄水場がこういったことをしているかといった水源から蛇口までについて分かりやすく解説をしていただきました。

また、防災についての知識として、水道局はどういった災害対策を行っており、私たち消費者は緊急時はどのように行動すればいいのかといった水にまつわる防災対策についても講演いただき、私たちの生活に密接する水についての現状と正しい知識について学び合いました。



第4回

7月31日(水)開催

『消費者生活を守る法律の概要』

消費者大学講座第4回のテーマは『消費者生活を守る法律の概要』として、東京経済大学現代法学部の村千鶴子弁護士をお招きし、村氏の専攻である消費者法について講演いただきました。



講演は三つのテーマに沿って進められ、一つ目は消費生活を守るための法律のベースとなる消費者基本法の紹介。二つ目は国や自治体での消費者相談のための法規である消費者安全法についての紹介。最後の三つ目として、近年増加する消費者の契約トラブルに関する正しい知識を身に付けるための「契約に関する法律」について講演があり、現在の法律ではこういったことが決められており、私たちが身を守るためにこういったことを理解する必要があるのかについての解説がありました。

『消費者安全確保地域協議会』

第5回目となる消費者大学講座では、消費者庁 地方協力課の待鳥三津子氏をお招きして講演をしていただきました。

『消費者安全確保地域協議会』とは、近年増加する特殊詐欺といった消費生活上の被害から、高齢者や障がい者など特に配慮を要する方が被害に逢わないように地域で見守るためのネットワークのことを指します。

講演の前半では、電力自由化に伴う詐欺や、暗号資産（仮想通貨）や定期購入詐欺といった最新の消費者被害の事例について学びました。後半では今回のテーマを元に作成されたDVDを視聴し、その後、待鳥氏から実際のさまざまな事例についての紹介と問いかけがあり、参加者は今回の講演で学んだ内容を元に実際にどのように行動するかを考えることで、正しい情報を知ることの重要さと相談の大切さについて学びました。



『消費者トラブルと対処法』

最終回となる第6回の消費者大学講座のテーマは『消費者トラブルと対処法』。

新宿消費生活センターの吉村陽子相談員を講師としてお招きし、昨今の特殊詐欺やさまざまな消費者トラブルについて、相談内容を元にした事例や、その対処法について学びました。

消費生活センターの相談業務の目的は消費者安全の確保＝消費者事故がない状態の実現にあります。

行政で行われる全国の消費生活に対する相談は国民生活センター等に全てデータとして集約され、それを分析・調査することで国民生活センターや消費者庁からの注意喚起や、違反する事業者への行政処分へと繋がっていきます。また、1人1人の消費生活相談が法律の改正にも役だっているの、なにか不安やトラブルがあった際は、1人で抱え込まずお気軽に消費生活センターへご相談くださいとのことです。



REPORT

消費者大学講座の修了式を実施



消費者大学講座は、地域における消費者教育の担い手となる人材を育成することを目的として、新宿区消費者団体連絡会の主催で年1回開催されています。今年で第12回となる令和元年度は「水」をテーマとして、暮らしに役立つ様々な知識を学べる講座として全6回のシリーズで行われました。

8月30日に開催された第6回目の講座で全ての講座が終了。講座終了後に行われた修了式では、全6回の講座の中で5回以上参加された方を対象に吉住健一区長より修了証が授与されました。

修了式の中で吉住区長からは、新宿区消費者団体連絡会の日々の活動への感謝と、市民の尽力により特殊詐欺の被害も減少傾向にあることを述べられ、「みなさまがここで得られた知識を他の方に伝えていただくことによって、より多くの方が消費被害にあわない環境を作れるのではないかと思います。今回の消費者大学講座だけに留まらず、今後ともこうした機会を通じて、様々な知識を多くの人に広げていただくことにより、みなさまが活躍されることを期待しております。」との激励がありました。

新宿区立新宿消費生活センター分館のご案内

当分館では、会議室と調理室兼商品テスト室の貸し出しを行っています。ご利用にあたっては、利用日前日までに当分館窓口にて利用申請の手続きを完了することが必要です。

窓口受付時間

8:30～22:00(12/29～1/3を除く)

受付期間

利用希望日の前月1日(2月分については1月4日)より利用申請を受け付けます。※登録団体は利用希望日の前々月1日より受け付けます。

申込方法

当分館窓口にて利用申請書に必要事項を記入のうえ、利用料金を添えてお申し込みください。

ご利用料金

ご利用施設 / 時間帯	午前 8:30～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 17:45～21:45	全日 8:30～21:45
会議室(定員36名)	1,200円	1,800円	2,200円	5,200円
調理室兼商品テスト室 (最大30名)	1,200円	1,800円	2,200円	5,200円
付帯設備利用料 調理器具(光熱水道費を含む)の料金	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円

※調理室兼商品テスト室で調理設備を使用される場合は、上記の付帯設備利用料(1,000円/区分)がかかります。※団体登録をしている団体については、減免措置が受けられる場合があります。

お問い合わせ

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目32番10号【Tel】03-3205-1008【Fax】03-3205-1007
【Email】consu@shinjuku-center.jp【URL】https://consu.shinjuku-center.jp

消費生活に関する相談はこちらへ

新宿区立新宿消費生活センター
消費生活相談室

悪質商法・契約・解約など…困った時はお相談ください。(相談料無料)

【相談専用電話】03-5273-3830

※月曜日～金曜日(祝祭日除く)9:00～17:00
※年末年始(12月29日～1月3日)は休業します。

【対象】新宿区民の方、新宿区内在勤
または在学の方

【所在地】新宿区新宿5-18-21
新宿区役所 第二分庁舎3階

分館では、消費生活に関する相談業務は行っていません

新宿区立新宿消費生活センター分館ニュースレター
Rapport 暮らしの交差点

発行人：田中健一朗 編集者：仲田俊輔

発行No：第2019-047号 発行日：2019年9月30日

指定管理者：有限会社そーほっと